

## 第20号の4様式 記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- 2 「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」欄は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んでください。

なお、政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものを、同項本文の規定により計算する法人とは100分の9.7（平成26年10月1日前に開始する事業年度又は連結事業年度は12.3）を用いて計算するものをいいます。以下同じです。
- 3 「当期の控除対象外国税額①」欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の1の欄の金額を記載してください。
- 4 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」欄は、前3年以内の各事業年度又は連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載してください。
- 5 「国税の控除限度額④」欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。
  - (1) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額
  - (2) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同欄の外書きの金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額
  - (3) 第20号の4様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額、同欄の外書きの金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
- 6 「道府県民税の控除限度額⑤」欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の3.2を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人は、第7の2号様式別表2の⑦の欄の金額を記載してください。

なお、政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人とは一定率100分の3.2（平成26年10月1日前に開始する事業年度又は連結事業年度は100分の5）を用いて計算するものをいい、同項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所の所在する都道府県の実際に採用する税率に相当する場合を用いて計算するものをいいます。
- 7 「市町村民税の控除限度額は⑦」欄は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の9.7を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額を記載してください。

ただし、平成26年10月1日前に開始する事業年度又は連結事業年度は100分の9.7とあるのは100分の12.3とします。
- 8 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」欄は、次のように記載してください。
  - (1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載してください。
  - (2) 「控除未済外国税額⑭」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載してください。
    - ア この申告書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第21項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表5の⑦の欄の金額
    - イ この申告書を提出する法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第28項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表6の⑤の欄の金額
- 9 「各市町村ごとに控除する外国税額の明細」欄は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人にあっては、次のように記載してください。
  - (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」欄は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数を、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載してください。
  - (2) 各市町村ごとの「控除すべき外国税額⑰」欄の計算は「当期分の控除外国税額⑩」及び「前3年以内の控除未済外国税額⑪」の合計額を各市町村（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含む。）ごとの従業者数又は補正後の従業者数によりあん分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
  - (3) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑱」欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）を記載してください。